

# 大学評価学会通信

## 目次

- ◆ [報告]大学評価学会(第Ⅱ期)第2回理事会報告…………… 1
- ◆ [報告]第4回全国大会(龍谷大学大宮学舎開催)第1回実行委員会報告…………… 3
- ◆ [報告]第3回秋季研究集会の報告…………… 4
- ◆ [報告]教育基本法「改正」案の臨時国会での再審議に対する声明…………… 6
- ◆ [寄稿]職員評価と賃金の連動は、大学に何をもちたすか(その2)…………… 8
- ◆ [会員文献紹介]渡部昭男『格差問題と「教育の機会均等」—教育基本法「改正」をめぐり“隠された”争点』…………… 9
- ◆ [他団体・機関等の行事紹介]日本—ノルディック公開シンポジウム…………… 9
- ◆ [募集]第4回全国大会分科会報告への応募のお願い…………… 10
- ◆ [お知らせ]研究会のご案内…………… 10

## [報告] 大学評価学会(第Ⅱ期)第2回理事会報告

第3回秋の研究集会の翌日、札幌学院大学にて第2回理事会を開催いたしました。主な議事内容は以下のとおりです。

<主な議事>(報告事項扱いを含む)

### 1) 学会入会新規申込者の承認

新規入会申込者(正会員6名、協力個人会員1名)の提案、また退会者(自己都合)4名の提案があった。⇒すべて承認

(新入会者)石倉 康次(立命館大学)、押谷 一(酪農学園大学)、菊本 虔(筑波大学)、  
佐藤 仁(広島大学)、新谷 由紀子(筑波大学)、永井 康代(大阪薫英女子短期大学)  
佐藤 正雄(福井県議会、協力会員)

(退会者)大久保 哲夫、上山 信一、林 昭、安川 寿之輔

\* 入退会承認後の会員数

会員 268人、協力会員 8人(うち団体会員2)、計 276人(団体2を含む)

### 2) 第4回大会の準備について

- ・ 第2回、第3回全国大会のプログラム、7月23日開催の幹事・事務局合同会議等の資料をふまえ、大会メインテーマを中心に議論した。その結果、「認証評価」を中心的テーマとし、テーマタイトル(案)として、『「認証評価」の現状と課題—大学評価の多様性を目指して—』が上った。
- ・ このテーマの下でのシンポジウムの議論の中身は、現行の日本の「認証評価」における①不足している点(テクニカル上の問題点など)、②各国との比較などからみた問題点また日本的な位置づけられ方(特殊性など)、③「認証評価」のあり方(方法論)の3点を取り上げる。
- ・ 分科会は、第Ⅰは「急激に変化する学術情報機能(図書館・博物館、研究所・機構、COE(博士課程を含む)など)に関する評価」、第Ⅱは「学生からの大学評価および教育・研究、大学運営への参加に関する評価」、第Ⅲは「非専任(嘱託、派遣、外注、アルバイト職員など)の増加と機関機能評

価」、第IVは「大学財務からみた大学経営評価」での開催の方向で議論がなされた。

- ・ 第4回大会の広報は例年より早めに取り組む。大会プログラムの大筋（シンポ、分科会テーマなど）を10月末までには決め、11月中旬にポスターで全国の関係機関に掲示・広報する方向で準備する。  
⇒継続審議。

3) 2006年度10月以降の研究会開催について

- ・ 東京での開催の検討

→12月17日（日）での開催の方向で検討する

- ・ 「東京グループ」（仮称）の共同研究は、「評価と関わって倫理綱領をどう捉えるか・考えるか」（仮称）についてであり、大学、研究機関、学協会などの倫理綱領を調査するとともに個人行動規範、機関行動規範等についての検討を行う。この間の日本学術会議の調査結果を参考にしたい。同会議への問い合わせを行う。

⇒以上承認

4) 専門委員会の体制と運営について

- ・ 別紙に基づいて提案される。また、林尚樹幹事を2006年問題特別委員会の委員・事務局とすることが提案された。
- ・ 専門委員会の活性化のために、専門委員会の研究活動の成果をシリーズ本の刊行としてまとめることを積極的に進めることにしたい。

⇒以上承認

5) 年報3号の編集について

- ・ 現在、投稿2件であり、今後、第3回の大会および秋の研究集会の内容等を編集する方向で、編集委員会で準備することになった。また、2号でのインタビューは好評であり、引き続き取り組むことになった。内容は編集委員会で今後検討する。

⇒承認

6) シリーズ本の刊行について<報告事項>

- ・ 第2巻の2006年問題関連（担当；細川事務局次長）、第3巻の人権・ジェンダー（担当；熊谷理事）が編集作業に入っており、2007年度3月までに順次刊行予定で進められている。その他、企画（案）があれば、適宜、理事会に提案する。

7) 財政状況について<報告事項>

- ・ 別紙に基づき会費納入状況の改善が必要との報告があった。
- ・ 既刊の年報、シリーズ本の最終決済がまだであり、一定の収入が見込めることが報告された。

8) 組織活動について<報告事項>

- ・ 会員へのアンケートの取り組みを検討・改善する。
- ・ 会員拡大は、新しいパンフレットを積極的に活用する。

9) 2006年度幹事・事務局員の役割確認について

- ・ 鈴木裕樹会員が新たに事務局員として参加し、組織担当とすることが提案された。また、「学会通信」担当に、小山事務局員が第11号からあたり、年報編集実務には細川事務局次長と井上幹事があたり、東京での研究会は岩波事務局次長があたる事が提案された。

⇒承認

10) 広報活動について

- ・ マスコミ、関係機関への広報活動の強化が提案され、藤原広報担当幹事があたる。  
⇒承認

11) 学会内の共同研究および科研費申請などの準備について

- ・ 「東京グループ」での共同研究の他、共同研究の推進を専門委員会とも関連づけながら取り組む。
- ・ 昨年度の科研費申請を今年度も取り組む。  
⇒承認

12) 故田中昌人氏の業績を顕彰する賞の創設について

- ・ 3月の総会での承認を受けて理事会において具体的に検討を行うことになっているが今しばらく内容についての議論を行い、2008年3月(予定)の年次総会で創設承認をえる方向で準備したい。なお、今回は、受賞対象者(若手(40歳未満)など)、大学評価に関する業績、対象業績の範囲などが議論された。  
⇒継続審議

13) 今後の理事会開催日程についての検討

- ・ 東京での研究会開催時(12月17日が第一候補日、会場未定)が考えられるが、必要性の判断は今後検討する。
- ・ 第4回全国大会1日目の10:00~および2日目の昼休みに、いずれも龍谷大学大宮学舎にて開催する。  
⇒承認

14) その他の取り組み

①教育基本法について

- ・ 代表理事、副代表理事、事務局長の4氏での見解表明が考えられる。なお、臨時国会の審議が予定されており、急を要するので、文案を事務局で作成し、これを全理事に諮った上で取り組むことにする。  
⇒承認

②国際人権A規約、特に13条2項cの批准について<報告事項>

- ・ 2006年問題特別委員会がこれまでどおり窓口となって関係他団体に対応する。

③第5回以降の全国大会の開催日程について

- ・ 現行の3月中旬開催の適否と関わり4月下旬の連休(ゴールデンウィーク)入り口の土日開催案が提案された。  
⇒継続審議

以上

**[報告] 第4回全国大会(龍谷大学大宮学舎開催)第1回実行委員会報告**

2006年10月12日(木)、龍谷大学深草学舎において、第1回の実行委員会が7名の参加で開催されました。主な内容は以下のとおりです。

1) 実行委員会の体制と担当について

委員長 渡部憲一（文学部教授）  
副委員長 三島倫八（経営学部教授）  
事務責任者 鈴木裕樹（事務総括、会場担当）  
実行委員 村上孝弘（担当内容：西本願寺ツアー）、細川孝（総務）、藤原隆信（広報・宣伝）  
小長谷大介（会計）、坂本雅則、中道眞、重本直利（予稿集編集、懇親会）

2) 大会プログラムの検討

①第2回理事会で提案されたテーマタイトル（案）『「認証評価」の現状と課題—大学評価の多様性を目指して—』のコンセプトを確認し、このテーマの下でのシンポジウムの議論の中身の案は、現行の日本の「認証評価」における次の3点が再確認された。

- ・不足している点（テクニカル上の問題点など）。
- ・各国との比較などからみた問題点また日本的な位置づけられ方（特殊性など）。
- ・「認証評価」のあり方（方法論）。

②分科会担当理事（当日の座長兼務）

<第I分科会>（担当；望月太郎理事）

「急激に変化する学術情報機能（図書館・博物館、研究所・機構、COE（博士課程を含む）など）に関する評価」（仮称）

<第II分科会>（担当；橋本勝理事）

「学生からの大学評価および教育・研究、大学運営への参加に関する評価」（仮称）

<第III分科会>（担当；村上孝弘理事）

「非専任（嘱託、派遣、外注、アルバイト職員など）の増加と機関機能評価」（仮称）

<第IV分科会>（担当；蔵原清人理事）

「大学財務からみた大学経営評価」（仮称）

③その他

- ・ 2日目の昼休みに西本願寺ツアー（特別拝観）を実施する（昼休み休憩を1時間半とする）。金閣寺、銀閣寺とともに京都三閣と言われる飛雲閣をツアーのメインにしたい。（担当；村上）

3) 今後のスケジュールについて

- ・ 11月の「学会通信」で会員に分科会報告を依頼する。
- ・ 12月末までに分科会報告者を含め全プログラムを決定。
- ・ 1月の「学会通信」で会員へ広報。
- ・ 簡易印刷でチラシを作成する。関係機関、マスコミへ広報。
- ・ 『大会予稿集』原稿の締め切りは2月20日（印刷製本を業者に依頼）
- ・ 3月17日（土）10:00～（理事会、大宮学舎にて）
- ・ 第4回大会開催、3月17日（土）～18日（日）大宮学舎

以上

## [報告]

### 第3回秋の研究集会参加記（報告および感想）

9月2日晴天、北海道江別市文京台にある札幌学院大学に流れる爽やかな風の中、第3回の秋の研究集会が開かれました。札幌学院大学の片山一義先生のご尽力および職員の方々の周到なご準備の中、円滑にプログラムが進行・実施されました。

まず、会員報告は、午前中にもかかわらず25名の参加がありました。川口洋誉会員（名古屋大学大学院生）の報告は、『「G P」の現状と問題点—『大学の自主性』に関する批判的検討の一材料として—』のタイトル下、「G P」政策を大学評価の視点から取り上げられ、同政策を大学評価の一形態また大学評価政策として批判的に考察されました。そこでは、「G P」政策が「社会的ニーズ」に応えるものでなければな

らず、それに向けて各大学が「自主」的にその獲得競争に入っているという問題点が指摘された。また、「GP」の審査過程における「主観性、恣意性」が指摘され、さらに「学長を中心とするマネジメント体制」といった大学運営のあり方にも審査が及んでいる点が指摘された。後者における大学の「自主性」はトップマネジメントのものであり、その結果、教育内容や方法に関する自主的な決定や実施において、教員や学生は「蚊帳の外」となっていると指摘された。また、「GP」は大学界の主導性ではなく、文部科学省の主導性について具体的かつ詳細に報告された。特に、教育行政による教育研究内容・方法への介入の問題、これに對置しての個別大学あるいはアカデミック・コミュニティ内での評価システムが十分に形成されてこなかった問題を川口氏は鋭く指摘された。「GP」政策を通して大学評価のあり方をあらためて考えさせられた貴重な報告であった。重本直利会員（龍谷大学）の報告は「機関評価と個人評価」の内容を龍谷大学の事例をふまえながら考察し、個人評価に偏向しがちな日本における大学評価システムの問題点を指摘した。また、機関機能評価の難しさと重要性の指摘も具体的になされた。

午後に開催されたシンポジウムは、「社会(地域社会)に対する大学の役割(責任)をどう評価するか」をテーマとし、「社会に対する大学の教育的・研究的責任」(USR)をどのように捉え、どのように評価していけばよいのか、という問題意識の下に開かれました。また、そこでは、社会の捉え方も、「企業・経済社会」を中心とするのではなく、地域、福祉、医療、家庭、文化あるいは市民など多方面かつ多面的な視点から、「社会に対する大学の教育的・研究的責任」(USR)をどのように果たすことが求められているのか、ということが取り上げられました。司会は望月太郎氏（大阪大学）が担当されました。

第一報告として、姉崎洋一氏（北海道大学）は「大学・高等教育機関の地域社会貢献をめぐる争点と課題」と題して報告されました。大学と地域社会の関係の歴史的な考察、とりわけ歴史的・思想的系譜において日本の大学の地域社会貢献には一定の蓄積があることを指摘し、企業・国家との関係性だけではないあらたな広がりをもった論争テーマとして地域社会貢献があることが印象的に残った。また、大学のミッションと関わっての大学の「存立目的」、「地域性」、「民衆性」、そして企業社会とは異なった地域社会と大学との協働の構造、さらに「大学の地域貢献は歴史的に新しい課題の一つであり、大学の普遍性や世界市民性と緊張関係をもつ」と指摘された。社会とのパートナーシップの対等性と互惠性、その「還流関係の創出」が問われているとされた。最後に、「自主的自発的、創造的、教育・研究的ではない地域社会貢献は、早晚内在的なエネルギーを失う」と締めくくられた。

第二報告として、押谷一氏（酪農学園大学）は「大学の地域における役割とその評価」と題して報告されました。酪農学園の歴史は、まさに第一報告の内容を具体的に実践されたものであり、地域に根ざした自主的・自発的・創造的な教育・研究の歴史であった。酪農学園は1933年に創設（全寮制の酪農義塾）された。創立者、黒澤酉蔵は、「少年期に足尾鋳毒事件（田中正造の天皇直訴）に影響を受ける（農民、地域の生活を無視する企業や政府に対して義憤を感じる）」ことから、その後、北海道に渡り、デンマーク型の農業を積極的に導入する。協同出資による組合から生まれた教育機関として、教育コンセプトは「座学と実学のサンドイッチ方式」教育を実施することであり、2年前期と3年後期には現地実習がしっかりと組み込まれている。また、大学は自治体と「地域総合交流協定」を締結し、地域の多様な分野との交流事業を推進することになっている。そして、内部評価とともに外部評価として農家、農協、普及センターとともに教育の有効性の実現に取り組んでいる。この評価システムの自発性・自律性が印象的である。こうした評価が教育の活性化につながっていくのであろう。

第三報告として、蔵原清人氏（工学院大学）は「大学の社会的責任と大学設置法人のあり方を考える」と題して報告されました。第二報告の酪農学園もまた、まさに大学の社会的責任として、「教育と研究をきちんと行い、それを通して人材を社会に送り出し、学術研究の成果を生み出していくこと」にあり、教育・研究の中身が地域に「開かれた大学」であろうとしていると言える。蔵原氏は、大学運営の公正・適正さも、公共空間としての法令遵守も大学の社会的責任の中身を構成すると指摘する。地域への責任も、教育を受ける機会の保障、地域との協定、地域の中で大学が存在することによる役割の発揮等、「地域に支えられている大学」の視点の重要性が強調された。その中身は、地域に生きる人々、卒業生などの多様なネットワークの蓄積であり、こうしたことを可能とする大学運営体制・制度の確保の重要性が強調された。ここでは、学問分野と学部の編成、トップダウン・代議制・直接民主主義等の適切な役割分担に基づく大学

運営などが問われることになる。蔵原氏は「学校は多くの人々によって支えられ、運営されている団体であるという面をとらえておくことが重要である」と指摘された。つまり学校法人の団体的性格の承認である。学校を支えている全ての人々の意見をふまえて大学運営を行うべきであり、国公立学校も含めすべて団体的な学校法人によって設置されることが必要ではないか、このことが教育の自由、学問の自由、大学の自治の視点からも重要であるとの指摘であった。

第四報告として紀葉子氏（東洋大学）は「大学における『健全性』とは何か—大学は誰に対して開かれるべきか—」と題して報告されました。地域社会との関わり、大学の社会的責任の中身をめぐり議論は、紀氏の「自由主義経済の伸張に脅かされる『界(champ)』の自律性」として提起された。大学教育・研究が、商品でありサービスである「自由主義経済界」に侵食されつつある今、「大学は誰のものか」を問わざるをえない局面にある。大学は、第三報告での「大学を支えている全ての人々」のものであり、国家・企業側面だけのものではない。この側面は社会の一部にしか過ぎない。19世紀、ドイツ、フランスの「公教育制度」の確立からの無償教育の実現が後退し、今、この「国家」に代わる「市場原理」が21世紀において大学運営を支配するようになってきた。もし、教育・研究が労働力市場におけるその「商品価値」を高めるためのものであるならば、また「格付投資情報センター」にその評価を委ねるならば、社会（地域社会）の多様性は市場（特に資本市場）の一様性に収斂していくことになるのだろう。今、我々は「大学における『健全経営』とは何か」を問わざるを得ない局面に立たされている。

これらの報告に対して、コメンテーターの村上孝弘氏（龍谷大学）は「大学資本主義と大学改革」における論点を提示された。キーワードとして、「大学市場化政策」、「大学資本主義」、「株式会社立大学」、「企業の大学経営」をあげられ、大学の現在の位置を鋭く指摘された。そして、大学の公共性の再構築の課題を提起された。

「社会（地域社会）に対する大学の役割（責任）をどう評価するか」と題した本シンポジウムは、大学と社会との関係性のあり方をめぐり議論となり、具体的な事例をふまえながら、評価視点あるいは評価軸をどう据えるのかをめぐっての議論ともなった。教育の自由、学問の自由は、地域社会との関わりを抜いてはありえず、「大学を支えている全ての人々」との関係性を、今、再構築しなければならない。酪農学園の歴史も、オホーツク地域での取り組み等の事例もまたその試みであったし、それは今も脈々と続いている。これらをどう評価するのか。引き続く大学評価学会の重要課題の一つと再認識するシンポジウム報告・討論となった。

このシンポジウムの余韻を引きずりながら、懇親会が札幌学院大学G館5階のレストラン文泉で行われた（参加者20名）。学会を代表して細井克彦理事の挨拶の後、田中一会員の乾杯の音頭で始まりました。恒例になった参加者全員のスピーチが続き、和やかな懇談の場となりました。（事務局・重本）

## [報告]

## <理事声明>

教育基本法「改正」案（政府案）の臨時国会での審議にあたって、2006年10月15日、末尾に記載しています学会理事は下記の声明文を作成し、衆議院教育基本法特別委員会委員40数名に郵送いたしました。また、学会ホームページにも掲載しております。

### 教育基本法「改正」案の臨時国会での再審議に対する声明

継続審議となった政府提出の教育基本法「改正」案の再審議が今臨時国会において始まろうとしています。大学評価学会は、大学評価が教育・研究のあり方と深い関わりを有し、21世紀の学問の成否・帰趨を決する重要な課題であることから、あるべき大学評価について広く学際的に検討していくことを目的として設立されました。当然のことながら、教育基本法は、「教育の憲法」と言うべきものであり、今後の大学のあり方およびその評価に対して大きな影響を及ぼすことは確実です。本「改正」案に対し大学評価学会

は重大な関心を抱くものです。

私たちは、「改正」案に示された条項が国民の教育権と基本的人権にとって極めて深刻な問題を有していると考えます。特に「改正」案の第二条に「教育の目標」を新たに規定し具体的な徳目5項目を上げている点は、評価の観点からも重大な問題を生じさせるおそれがあると考えます。国家主導の特定の伝統・文化観からの評価が実施されるようになれば、国民の教育権、基本的人権、さらに学問の自由を揺るがす事態に発展することが危惧されます。また、「改正」案の第十六条(教育行政)では、国家が「教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」としており、現教育基本法第十条が教育行政の役割を「諸条件の整備確立」と限定づけるとともに教育は「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という内容から大きく逸脱しています。このことは国家による教育統制への道を開くものと言えます。

そして、私たちは、こうした内容に踏み込んで議論することの必要性を指摘する以前に、その大前提として、「教育の憲法」というべき教育基本法を「改正」するにあたっての提案経過に看過できない重大な問題があると考えます。政府提出の教育基本法「改正」案は、部分的な「改正」提案では全くなく、教育の基本的な考え方あるいは理念を根本的に改編する提案と言えます。現教育基本法を廃棄し新教育基本法を制定するという新法提案と言っても過言ではありません。にもかかわらず、7月に終了した通常国会の「改正」案審議は内容的にも時間的に極めて不十分なままでした。何よりも問題なのは、こうした性格を有した「改正」(=新制定)提案にあたって国民各層における広範で十分な議論、また教育関係者における十分な検討が行われていないということです。教育は、政治に翻弄されてはならないし、その手段であってもなりません。本「改正」案をめぐる提案・審議の経過そのものをみると、この「改正」案の提案それ自体が、政治からの教育への「不当な介入」にあたるという疑念を払拭することはできません。

以上の点から、大学評価学会理事は、政府が本「改正」案を速やかに取り下げ、教育基本法改正の必要性の有無や教育の課題について、あらためて国民各層、教育関係者における議論を十分におこなえるよう努めることを強く要請するものです。

2006年10月15日

大学評価学会理事

池内 了(代表理事)  
戒能民江(代表理事)  
碓井敏正(副代表理事)  
井上秀次郎(理事)  
植田健男(理事)  
海部宣男(理事)  
紀 葉子(理事)  
熊谷滋子(理事)  
蔵原清人(理事)  
佐藤卓利(理事)  
重本直利(理事)  
永岑三千輝(理事)  
橋本 勝(理事)  
細井克彦(理事)  
水谷 勇(理事)  
三輪定宣(理事)  
村上孝弘(理事)  
望月太郎(理事)

**[連載(寄稿)]**

**職員評価と賃金の連動は、大学に何をもちたすか—龍谷大学の事例から—**

その2—目標管理による職員評価は、龍大の業務に関して、いったいどのような目標の設定、評価を想定しているのでしょうか—

三島倫八（龍谷大学、経営心理学）

龍大当局は、目標管理による職員評価と賃金の連動を計画していますが、目標管理をどのように理解しているのでしょうか。私の知る限り、目標管理における目標の設定は、明瞭でかつ具体的な目標でなければなりません。

龍大における業務に関して、はたして目標管理にふさわしい具体的でかつ明瞭な目標を設定することができるのでしょうか。たとえば、教務課、学生課、人事課、宗教部、学術情報センター等の事務職員は、それぞれ自己の業務に関して、どのような目標を設定することができるのでしょうか。私にはさっぱりイメージがわいてきません。目標管理のポイントは、上司と部下が組織目標と自己に課せられた目標について十分話し合い、部下が納得の上で自発的に目標を設定し、その達成度を明瞭に測定し、その結果に報いるところにあります。したがって、企業では、目標は売上高や契約数などのように、できる限り数値化されることが望まれています。

そもそも、目標管理は、自己の職務内容や権限、責任、処遇等がある種の「契約」として明確に規定されている、いわゆる職務主義の組織風土であるアメリカで生まれました。職務主義の組織風土では、自己のなすべき職務の範囲が「職務記述書」によって明確に規定されているので、多くの人々はそれ以上のこともそれ以下のこともしません。査定によって個人間に格差のつく賃金システムは、日本の従業員のほとんどの階層に広がっていますが、欧米ではその適用は上層のホワイトカラーに限られているといわれています（熊沢誠『能力主義と企業社会』岩波新書、2001年13刷、10頁）。アメリカでは事務労働者の47%、生産労働者の40%が、法律と組合に規制された人事考課を受けているに過ぎないといわれています（前掲書、p15-17）多くの、ノンエリート労働者の給与は、まさに職務によって、一定の幅は（経験等を考慮して）ありますが、最初から決まっています。その幅の範囲内での昇給は、直属の上司の判断、決定にゆだねられています。もし、大幅に給与を上げようとするれば、職務評価の高い（給与の高い）職務へ昇進や転職によって移ってゆかねばなりません。また、個人主義文化のアメリカでは、価値観が多様化していますので、すべての人が一様に「出世」を望むわけではありません。一部の野心的なエグゼクティブを除いて、多くの人々は日本人のように、家庭を犠牲にしてまであくせく働こうとはしません。このような組織風土の中で、多くの人々を一律に仕事に動機付けることは、至難のわざと言わなければなりません。目標管理は、まさにこのような組織風土の中で、各個人の職務に目標を設定させ、その結果を評価することによって人々の野心をかきたて、「職務記述書」以上の働きや創造性を獲得しようとしたものに他なりません。したがって、目標管理は、各個人の職務内容、権限、責任が確定しており、その達成度を各個人ごとに「絶対評価」によって評価する組織風土の中で生まれたといえます。

一方、「その1」で述べたように、仕事の大まかな配分を基礎に、互いに協力しあって仕事をこなしていくような日本の組織風土においては、ましてや具体的な目標の設定しにくい大学のような職場にあっては、このような目標管理による「絶対評価」は、どのように受け取られるのでしょうか。各個人が具体的な目標を設定しえたとしても、おそらく「絶対評価」に違和感を覚えることでしょう。なぜなら、各人の担当する仕事量や職務の軽重感にかなりの違いがあるからに他なりません。たとえば、教務課、学生課、人事課、宗教部、学術情報センターの職員が、それぞれ所属長からAランクという高い評価を得て同じ処遇を受けたとしても、仕事量の大小感や職務の軽重感から、平等（公平）に処遇されたとは思わないのでしょうか。ましてや、評価にばらつきが出た場合、どうなるのでしょうか。自分の仕事のほうが大学にとって「重要」であり「責任が重い」と思っている職員が、そうでない（と思っている）部署の職員より低い評価を受けた場合、その不公平感、不満感は想像に難くありません。だからといって、「相対評価」をしようとするならば、問題はよりいっそう困難さを増します。もし、「相対評価」をするなら、上に述べた 5



一つの職場の職務の軽重、仕事量を客観的に評価して、評価を補正するような係数を生み出さなければなりません。そのようなことができるのでしょうか。よしんば、できたとしても、いったい誰が信頼し、納得するのでしょうか。至難のわざと言う他はありません。日本のような「職務の集団的編成」による組織風土で、目標管理を導入、実践するということは、ことほど左様に困難が付きまとうのです。

大学職員の業務は、中にはルーチン的なものもありますが、その多くは非定型的な判断業務であると思われます。数値化するにふさわしい目標を設定するには、およそ不向きだと言わざるを得ません。仮に具体的かつ明瞭な目標が設定できたにせよ、そして「絶対評価」を貫徹したにせよ、上に述べたように、その不公平感、不満感を払拭するのは容易なことではありません。かならずや、上司に対する不信感を募らせ、ひいては、職員同士の和を破壊することになるでしょう。目標管理による職員評価と賃金の連動に疑問を呈する所以です。  
(次号に続く)

### **[会員文献紹介] 渡部昭男『格差問題と「教育の機会均等」—教育基本法「改正」をめぐり“隠された”争点』日本標準、2006年**

本書は、教育基本法「改正」をめぐり隠された争点として、「教育の機会均等」を論点に、と主張します。愛国心、宗教的情操、不当な支配、という「三大論点」に加えて、「教育の機会均等」が重要な論点であるとするのです。

教育の機会均等は、教育基本法の第3条で規定されています。著者は、教育基本法の制定当初には綱領的な性格にとどまったものが、戦後における国民要求の高まりと教育運動の展開によって、その性格を変えたとします。すなわち、社会権的な性格を強め、「教育機会の均等保障」へと変わっていったのです。

「教育機会の均等保障」はさらには、就学権の保障のレベルにとどまるとはいえ、「教育機会の平等化保障」へと到達していることが明らかにされます。中央教育審議会の審議では、「教育の機会均等」に関するまともな意見が出されましたが、意図的に矮小化され、争点からはずされたことが指摘されています。

著者は、「経済的格差」の広がりとの関わりで「教育の機会均等」に注目し、「奨学の方法」の充実が要請されていることを指摘します。また、「無償制の漸進的な導入」に関する議論について紹介しています。そこでは、高等教育の無償化について、まずは「授業料不徴収+法定範囲をどこまでとするか」に絞って、議論することを主張しています。

本書を読んで印象深く感じたのは、「教育の機会均等」は、統治機構をしばる原則であるという指摘です。また、「能力に応ずる教育」から「必要に応ずる教育」への転換という主張です。70頁のブックレットですが、多くの内容を盛り込んだ好著です。  
(細川孝)

### **※ 事務局よりのお願い**

会員が著した大学評価、研究・教育に関連する文献・資料等を事務局へご送付下さい。本紙で紹介させていただき、会員相互の交流に役立てたいと思います。よろしくお願いたします。

### **[他団体・機関等の行事紹介] 日本—ノルディック公開シンポジウム**

大学評価・学位授与機構主催のシンポジウム『日本—ノルディック公開シンポジウム、大学評価をどう活かすか—北欧の成功から学ぶ—』(「Japan-Nordic Symposium, On the Frontier of University Evaluation-Making the Most of Nordic Successes」)が2006年9月28日(木)9:30~17:00、国連大学ウ・タント国際会議場(東京)で開催された(学位・授与機構ウェブサイトの「研究会のご案内」参照)。

デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧五カ国より、高等教育の質保証に関係するシンポジストが招かれ講演が行われた。北欧の高等教育評価の歴史やそのシステムについての概要、認証評価が順調に実施されているなどが報告された。北欧は教育レベルが高くその背景に教育制度の充実が存在することは広く知られているが、北欧の評価システムは導入されて約10年と新しくあ

まり知られていない。北欧の評価制度の大きな特徴は、欧州圏の高等教育制度改革ボローニャ・プロセスの政策的な枠組みのなかで高等教育の質保証を進めていることである。今回のシンポジウムでは評価システムの概要紹介にとどまり、評価制度そのものに“成功”と思わせる大きな特徴や違いは見出せなかった。認証評価システムを北欧のように成功させるためには、教育土壌（教育制度や教育環境）の改善が必須であることは間違いなさそうである。（小山由美）

### **[募集] 第4回全国大会分科会報告への応募のお願い**

下記のテーマ（いずれも仮称）で分科会を開催いたします。開催時間は、ⅠとⅡは18日（日）の午前、ⅢとⅣは午後を予定しています。ご応募をお願いいたします。

- 第Ⅰ分科会：「急激に変化する学術情報機能（図書館・博物館、研究所・機構、COE（博士課程を含む）など）に関する評価」（仮称）
  - 第Ⅱ分科会：「学生からの大学評価および教育・研究、大学運営への参加に関する評価」（仮称）
  - 第Ⅲ分科会：「非専任（嘱託、派遣、外注、アルバイト職員など）の増加と機関機能評価」（仮称）
  - 第Ⅳ分科会：「大学財務からみた大学経営評価」（仮称）
- ※ 応募先は学会事務局です。eメールでも結構です。分科会名、報告タイトル、氏名、所属をご一報下さい。応募締切日は12月20日です。

### **[お知らせ] 大学評価学会第21回研究会のご案内**

テーマ：大学憲章および倫理綱領を大学評価においてどう扱うか

日程 12月17日（日曜日）午後2時～5時

会場 駒沢大学大学会館大学会館3F 3-1会議室

報告者 小山由美「大学のCharterとMission—大学評価の視点から—」

中村征樹「研究者倫理と大学評価—不正行為の抑止にむけた大学の役割—」

※ 発足したばかりの研究会ですので、歩き始めの研究会です。最近、話題になっている大学倫理を大学評価においてどう考えるかを皆さんとともに考えたいと思います。（蔵原清人）

#### **【大学評価学会の日誌】**

8月29日（火） 大学憲章・倫理綱領共同研究打ち合わせ会（工学院大学・西新宿）

9月2日（土） 第3回秋の研究集会（札幌学院大学）

9月3日（日） 第Ⅱ期第2回理事会（札幌学院大学）

10月12日（木） 第4回全国大会・第1回実行委員会（龍谷大学）

10月15日（日） 大学憲章・倫理綱領勉強会（工学院大学・西新宿）

11月20日（月） 第4回全国大会・第2回実行委員会（龍谷大学）

〈今後の予定〉

12月17日（日） 14:00～17:00 第21回研究会（駒沢大学大学会館大学会館3F 3-1会議室）

2007年3月17日（土）・18日（日） 第4回全国大会（龍谷大学・大宮学舎）

編集・発行：大学評価学会事務局	〒612-8577	京都市伏見区深草塚本町67
		龍谷大学 重本研究室 気付
		Tel：075(645)8630(重本)・8634(細川)
		e-mail:a97003as@ryukoku-u.jp
		URL：http://www.unive.jp/